

太田市自社製品販路開拓事業助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

太田市長 清 水 聖 義

太田市規則第 2 1 号

太田市自社製品販路開拓事業助成金交付規則の一部を改正する規則

太田市自社製品販路開拓事業助成金交付規則（平成 1 7 年太田市規則第 1 9 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「支払う」の次に「消費税相当額を除いた」を加える。

様式第 1 号中「代表者 ㊤」を「代表者

「

」に、

補 助 対 象 経 費 (出展小間料・展示装飾費)	
------------------------------	--

円(A)

「

を

補 助 対 象 経 費 (出展小間料・展示装飾費)	(税抜き)
------------------------------	-------

」

円(A)

に改める。

」

様式第 4 号中「代表者 ⑩」を「代表者」に、

「

届出事由	☐事業の中止 (理由) ☐対象経費（小間料・装飾費）の変更 (1, 000円未満切捨て) 円×1/2＝円 (A) 助成金20万円又は (A) のいずれか低い額 円 ☐その他 (詳細)
------	--

」

を

「

届出事由	☐事業の中止 (理由) ☐対象経費（小間料・装飾費）の変更 (税抜き) (1, 000円未満切捨て) 円×1/2円 (A) 助成金20万円又は(A) のいずれか低い額 円 ☐その他 (詳細)
------	--

」に

改める。

様式第5号中「代表者
」に、

㊟」を「代表者

「

補 助 対 象 経 費	
-------------	--

」

を

「

補 助 対 象 経 費	(税抜き)
-------------	-------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。